

平成30年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）議事録

日 時： 平成30年4月27日（金） 午前9時30分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	宮崎 純光（教育長職務代理）
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課長	入江 太志
	教育支援課長	内野 慎也
	教育支援課主幹兼子ども支援室長	川西 弥生
	生涯学習課課長	中谷 匠
	図書館館長	藤木 裕美
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦
	教育総務課主査	高田 浩史

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第1号議案 平成31年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳）の採択の件

第2号議案 豊能町立図書館インターネット端末利用要綱制定の件

○各課・室の報告

開会 午前9時30分

（議 長）

みなさん、おはようございます。

4月、年度当初でございます。子どもたちも入学式を終えて、私も先週から今週からにか
けまして、小学校の登校の様子を見てまいりました。元気に登校しているなど感じました。

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので、ただいまから平成30年度
第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします
す。

本日は、審議事項2件を議題とします。

(議 長)

では、第1号議案「平成31年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳）の採択の件」でございます。事務局より提案説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択についてご説明申し上げます。

平成31年度に使用する中学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択について「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約」に基づき、別添のとおり諮問するとともに、豊能郡地区教科用図書採択協議会の協議会の結果を尊重することを次のように定めるものでございます。

提案理由は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び平成30年4月16日付教小中第1173号大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成31年度使用教科用図書の採択について」に基づき、平成31年度使用する「特別の教科 道徳」の教科書を採択するためのものです。

次のページをご覧ください。

豊能郡地区（豊能町と能勢町）における平成31年度に使用する教科用図書（中学校特別の教科道徳）の採択について、諮問を行います。平成30年4月16日付教小中第1173号大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成31年度使用教科用図書の採択について」の別添基本事項に基づいて、採択に関する意見を教育委員会に答申することとするものです。なお、平成30年7月20日（金）までに答申を終えるように進めて参ります。

説明は、以上でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、本件についての質疑に入りたいと思います。

何かこの件についてご質問はございますでしょうか。

もう少し加えて説明をしていただきたいのですが、採択協議会の規約について変更はあるでしょうか

(事務局)

資料の豊能郡地区教科用図書採択協議会規約をご覧ください。

能勢町と本町は共同で行っているため、昨年度ささゆり学園の校務分掌表の変更等もありまして、この規約について変更するところがでてくるというお話と、府の教科用図書採択協議会の規約と豊能町と能勢町と一緒にやっております豊能郡地区の規約を比べたときに、府の方に揃えては良いのではないかとという点がございますので変更をしました。

ささゆり学園が、これまで校長が2名、教頭が2名という体制をとっていたのですが、校長1名、副校長1名、教頭を2名という体制に変えられました。

そこで校長と副校長というのが同列であるので、「副校長も校長として参加をすることができ

る」といったところの変更。

それと先ほど申しました府と豊能郡の規約の違いで、「教員」と「教諭」の標記が違います。府の方は「教員」となっているのですが、豊能郡の方は「教諭」となっております。「教諭」となっていますと講師の先生方とかが参加し難いという状況もございまして、その辺を府の方に揃えて「教員」とし、協議会、あるいは調査メンバーの変更をさせていただいております。

(議 長)

それでは質疑を受けますが、いかがでしょうか。

小学校の特別の教科・道徳、昨年度初めて道徳の教科書の採択ということであったと思いますが、何か特に他の教科書採択とは違った点がございましたでしょうか。その辺ご報告いただけるとありがたいです。

(事務局)

道徳の教科化については、初めてということもありまして、調査員の先生方も協議会も手探りで進んだかと思いますが、お話の中で『「道徳」というのは学校だけで醸成するものでない』、他の教科ももちろんそういうところがあるかと思いますが、「家庭と連携して、保護者の方にも学校でやっている取り組みをご理解いただき、わかっている一緒に育てて行くというのが大事ではないか」というような保護者のお話がありました。

小学校で採択した道徳の教科書に関していいますと、「道徳ノート」いうものが付いております。教科書会社によってはノートをつけている所とつけていないところがありまして、そのノートがあることによって、子どもたちがどんな学びをやったのか、そこに書き加えていくことになるのですが、それを保護者の方が見て、「こんなことをやっているのだな」というのが、そのノートがあることでより分かり易いのではないかというようなご意見がございました。

学校がやっていることと保護者の方がおうちでお話をされていることとのつながりが、そこでできるという、より道徳性の醸成ということにつながっていくのではないかというご議論がありました。

今回は中学校になりますので、小学校とは少し発達段階も違いますので、「どう考えていくのか」ということで、協議が進んで行くのではないかと考えております。以上です。

(議 長)

何かご質問ありますか。

(委 員)

ここでは、豊能郡地区教科用図書採択協議会が色々と検討して、「教科書はこれが良いのではないか」というのを持ってくるので、我々に意見を聞き、最終的にはこちらが決定しますけれども、「その協議の結果を尊重するようにします」ということを認めればいいのですね。ならば特に問題はないと思います。

(議 長)

それでは質疑を終結します。

採決を行います。ただ今提案のありました第1号議案「平成31年度使用中学校教科用図書(特別の教科道徳)の採択の件」について、賛成の方の挙手を求めます。

=全員挙手=

(議 長)

挙手全員多数であります。よって、第1号議案は可決されました。

(議 長)

続きまして、第2号議案「豊能町立図書館インターネット端末利用要綱制定の件」でございます。事務局より提案説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案 豊能町立図書館インターネット端末利用要綱制定の件につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由としまして、インターネット端末利用事業開始のため、豊能町立図書館インターネット端末利用要綱を定めるものです。

次のページの豊能町立図書館インターネット端末利用要綱をご覧ください。

第1条では「趣旨」を、第2条では「設置目的」を、第3条では「利用者が閲覧をすることができる情報」を、第4条・第5条では端末の利用申込み方法を明記しており、「端末を利用しようとする場合は、所定の申込書に必要事項を記入の上、図書利用券もしくは名前及び住所が確認できる公的機関等が発行する書類とともに申し込まなければならない。

2 小学生未満で端末を利用する場合は、前項の手続きに加え、保護者と同伴の場合に限り利用できる。」こととしております。

第6条では、利用する端末は、職員が指定することとし、図書館は2台、中央公民館図書室は、1台設置する予定です。

第7条 端末の利用時間は図書館の開館時間内とする。

2 端末の利用は、1人1回30分以内とする。

3 利用時間を経過した時点で新たな利用申込者がいない場合には、延長して利用することができる。ただし、利用は、1人1日2回(最長1時間)までとする。としております。

第8条では、15項目の禁止事項を掲げています。

第9条では「情報の制限・管理」を、第10条では「利用の制限」を設けております。

第11条では「損害賠償」について、明記しております。

第12条、端末利用は無料とする。

第13条「この要綱に定めるもののほか、端末の利用について必要な事項は別に定める。」

附則としまして、「この要綱は、平成30年5月1日から施行する。」

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

(議長)

では、本件につきましての質疑を行いたいと思います。

(委員)

この時代インターネットを利用することは必要なことだと思います。所定の申込書というのはどういう内容になっているのでしょうか。

(事務局)

A5のサイズにしまして、名前、ふりがな、ご利用券をお持ちの方はカードの番号をご記入いただきます。

カード忘れ、もしくは広域のご利用、また町民の方でも登録のない方に関しては、ご住所、電話番号をご記入いただくようにいたします。

あわせて先ほど公的な証明という説明をいたしましたが、本人確認として図書利用カードであればそれが証明となります。他に運転免許証、健康保険証、学生証、生徒手帳などを想定しております。

お子様の場合につきましては、お子様単独でお越しになる場合は、ご利用券を発行している方のみ。図書券の登録のない方については登録をまずしていただいてから使っていただくように考えております。

(委員)

保護者のところが聞き取れなかったのですが、保護者同伴で保護者は何かを出すのですか。

(事務局)

小学生以上であればお子さまお一人で利用できるのですが、保護者同伴は就学未満の方で保護者の方が利用申請をするということです。

(委員)

確認ですが、図書利用券を持っていれば、名前とふりがなと図書利用券の番号を書けば、もうそれだけで使えるという理解でよろしいでしょうか。

それぐらいなら非常に楽でいいと思います。

(委員)

使える端末の台数は、1台とか2台ですね。利用状況によると思うのですが、これをもっと活発にしようと思えば、端末機の台数をもっと増やすなり……。1、2台の端末機では、その趣旨になかなか添えないのではないかと思います。今後の事だと思いますが。

(事務局)

今後につきましては、一旦導入させていただきます。利用申込につきましても、本当にいるかどうか議論もありましたが、どういう方が利用するかということ一度検討しながら、今後それがどうしても足りないということであれば、検討していきたいと思っております。

(議 長)

質疑を終結します。

採決を行います。ただ今提案のありました第2号議案「豊能町立図書館インターネット端末利用要綱制定の件」について、賛成の方の挙手を求めます。

=全員挙手=

(議 長)

挙手全員であります。よって、第2号議案は可決されました。

(議 長)

では、前回会議以降の各課・室の報告に移りたいと思います。

順次、事務局より報告を求めます。

(教育長)

- ・ 議会での教育大綱の指針の説明、および関連予算の承認報告
- ・ 教育大綱の指針について、5月中旬から保護者への説明会実施、その後、地域住民への説明会を実施する旨を町PTA会長会、自治会長会に報告、ご了解を得た。

(教育総務課)

1. 平成31年度豊能地区公立学校教員採用選考テストについて
2. 幼小中一貫教育施設基本計画・基本設計策定業務の業者選定について

(教育支援課)

1. 豊能町学力向上プランについて
2. 入学式出席の御礼
3. 教職員（初任、5年目、10年目）の研修について
4. 各小学校、保育所の運動会について

(子ども支援室)

1. 入所式の報告について
2. 入所園児数の報告について
3. 幼児教育アドバイザーについて

(生涯学習課)

1. 各種団体の総会
2. 今年度の事業について

(議 長)

いまの報告について、ご質問等はないでしょうか。

(委員)

小中学校で管理職の先生が代わられている。中には校長・教頭が二人とも代わられているところもある。学校がスムーズにスタートできているのかどうかというところが気になっています。

(事務局)

小中学校の各校の様子ですが、4月までに各校の校長先生とお会いしてきました。比較的落ち着いた状況で、スタートできている学校が多くございます。

その中でも管理職がお二人とも変わられたところにつきましても2時間ほど校長先生とお話しさせていただきましたが、子どもたちはすごく落ち着いており、またスムーズにスタートできていると。

ただ管理職が二人とも代わっている状態ですので、何がどこにあるのかというところから、右往左往している状況があり、ひとつ事をするにも時間がかかってしまっているという現状があると。現場の先生の方は今までの流れがわかっていることもありますので、それを聞きながら一つ一つ進んでいるという現状だと思います。

教職員との信頼関係を結びつつ、5月までは何とか乗り切ろうということで苦心されながらやっておられる状況です。

その他の学校については、特に大きな問題もなく今のところ進んでいると思っております。

(委員)

学力向上プランの方策4の中に漢検英検補助事業というものがございますが、知り合いの中で今度中学1年生が英検を受けるチャンスがあると。5級だが、それは受けた方がいいのかと質問されたのですが、中1の子で5級というのは、明らかに無理だという内容になっているので、その辺、例えば中学生は英検しかダメですが、漢検が受けれたりとか、選択ができたりとかあればいいなど、その人と話しました。

(事務局)

委員がおっしゃられているのはよくわかります。

この事業ですが、子どもたちの学習意欲の向上というところを目的にしておりますので、「やってみたい」、「チャレンジしたい」、「自分がどこまでできるか」という気持ちを育てていきたいと思っておりますので、少し背伸びをしたような形で受験していただくのも一つなのかと思っております。

中学校の保護者の方から、いま英検について各種お問い合わせをいただいている中身を聞いていますと、「すごくこういう制度をやっていただいてありがたい」というお声が半分以上ございまして、「保護者の方は受けさせたい。でもなかなか遠くまで行って受験させるには子ども一人ではなかなか行かせられない」、「学校の中でやっていただければ、保護者も付き添わなくていいし、受けさせ易い」というお声をいただいておりますので、その部分を大事にしたいなと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(議 長)

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

5月の豊能町教育委員会会議につきましては、5月28日(月)15時より開催させていただきます。

また、6月の教育委員会会議につきましては、6月25日(月)から29(金)のいずれかの日程で午前9時30分より開催したいと考えています。

委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

=日程調整= 提案日では都合がつかず、前週で調整する。

6月22日(金)の9時30分からということで、事務局の日程も詰めさせていただいてということで、もし大きな行事が入りましたら、私の方から連絡させていただくということでお願いしたいと思います。

(議 長)

以上をもちまして、平成30年度第1回豊能町教育委員会会議(4月定例会)を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午前10時20分